

## 入広瀬中学校・守門中学校統合準備委員会設置要綱

平成29年7月26日  
教育委員会告示第4号

### (設置)

第1条 入広瀬中学校及び守門中学校の学校統合に関し、必要な事項の検討及び準備を行うため、入広瀬中学校・守門中学校統合準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び準備を行うものとする。

- (1) 統合後の新学校名に関する事。
- (2) 新学校の校章及び校旗に関する事。
- (3) 新学校の校歌に関する事。
- (4) 統合記念事業に関する事。
- (5) 制服、体操着、部活動その他学校運営に関する事。
- (6) その他学校の統合に関する事。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学区内の区長又は自治会長等 6名
- (2) 学区内のコミュニティ協議会の会長又は副会長 3名
- (3) 学区内の小学校及び中学校のPTA会長 4名
- (4) 学区内の小学校及び中学校の保護者代表 8名
- (5) 学区内の中学校の学校職員 6名
- (6) 教育委員会職員 7名

2 委員の任期は、前条の規定に基づく所掌事務の検討及び準備を終了する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長3名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、総会及び全体会(以下「会議」という。)とする。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の多数決で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要に応じて、関係者に必要な資料の提供を求め、又は委員会の会議に出席

させて説明を求めることができる。

- 6 総会は、毎年度1回開催する。その他委員長が必要と認めた場合は、臨時に全体会を開催することができる。

(専門部会)

第6条 学校統合に関する具体的事項の検討及び準備のため、委員会に次の専門部会を設ける。

- (1) 校章・校旗・校歌部会
- (2) 統合記念事業部会
- (3) 学校運営部会

2 専門部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 専門部会は、所属する委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 専門部会の部会長は、所属する委員の互選により定め、部会長が議長となる。

5 専門部会の議事は、出席委員の多数決で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

6 専門部会での検討結果及び準備の実施状況については、前条に定める会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、魚沼市教育委員会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。